

第21章 総合評価方式（標準型・簡易型）における技術提案書に記載された事項の実施状況の確認について

総合評価方式において、受注者が技術提案書に記載した事項の具体的な実施方法等を、下記の通り施工計画書に「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」として記載し、提出しなければならない。

なお、施工計画書への記載については、「土木工事共通仕様書 I編 1-1-7 施工計画書（15）その他」に含めて記載すること。

「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」

（1）技術提案1

- ① 施工（実施）方法
- ② 管理方法等
- ③ その他必要事項

（2）技術提案2

- ① 施工（実施）方法
- ② 管理方法等
- ③ その他必要事項

（3）技術提案3

- ① 施工（実施）方法
- ② 管理方法等
- ③ その他必要事項

なお、施工計画書に記載された「総合評価方式における技術提案事項の実施計画」については、実施状況について発注者の確認を受けなければならない。

確認の方法については、「土木工事共通仕様書 III編 2. 様式 第8号様式（確認書）」を用いて確認することを原則とする。

また、技術提案事項の履行が確認できない場合は、工事成績評定において減点とする場合があると同時に、入札参加資格制限措置の対象となる場合がある。